

# 「まちづくり交付金」と「まちづくり活動支援」について

## ①「まちづくり交付金」の目的

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする制度として「まちづくり交付金」が創設されました。

期待される事業効果としては、明確なまちづくりの目標実現のために、市町村の自主性・裁量性を最大限発揮することにより、地域の創意工夫を活かした個性あふれるまちづくりを行なうことが可能となります。また市町村が作成した地域再生整備計画に基づき総合的・戦略的に事業を実施することにより、通常の事業では得ることのできない相乗効果・波及効果が得られることが想定されるため、全国の都市の再生がより効率的に推進されることなどです。



## (3) 交付対象事業

都市再生整備計画に位置づけられたまちづくりに必要な幅広い施設を対象とします。

- ・道路、公園、下水道、河川、多目的広場、修景施設、地域交流センター、土地区画整理事業、市街地再開発事業 等
- ・高齢者向け優良賃貸住宅、特定優良賃貸住宅、公営住宅、住宅地区改良事業 等
- ・市町村の提案に基づく事業（一定の範囲内）
- ・各種調査や社会実験等のソフト事業（一定の範囲内）

## (4) 交付限度額

交付金の交付限度額は、交付対象事業費の概ね4割となります。

## (5) 交付期間

3～5年



### <補助金>

対象施設等の種類は限定  
施設別に一件一件審査  
国の詳細な事前関与

### <交付金>

幅広い施設を対象  
計画を一体として採択  
事後の評価重視へ

## ②「まちづくり交付金」の概要

### (1) 概要

市町村が作成した都市再生整備計画に基づき実施される事業の費用に充当するために交付する交付金です。

#### ①都市再生整備計画の作成

市町村は地域の特性を踏まえ、まちづくりの目標(注1)と目標を実現するために実施する各種事業を記載した都市再生整備計画を作成します。

#### ②交付金の交付

国は、市町村が作成した都市再生整備計画が都市再生基本方針に適合している場合、年度ごとに交付金を交付します。

#### ③事後評価

計画期間終了時、市町村に目標の達成状況等に関する事後評価(注2)を求めることとし、その結果等についてチェックし公表します。

(注1)まちづくりの目標設定:まちづくりの目標とその達成状況を評価する指標を設定。

例) 目標：駅周辺の賑わいを再生する。

指標：来街者、居住者数

(可能な限り数値化・指標化を測る)等

(注2)公共施設等を活かした公共団体・住民等の活動等を含めた総合的な取組みによって達成される指標を評価。

### (2) 交付対象

交付金の交付対象は市町村とします。

## ③まちづくり活動支援

「まちづくり交付金」では、道路や公園、公営住宅、改良住宅などの整備事業と一体となって効果を発揮するように市町村やまちづくり協議会等が実施する「研修活動、専門家の派遣、情報収集・提供活動、社会実験等の事業」について「まちづくり活動支援事業」として実施することができます。

したがって、今まで国の協議会活動支援を受けることのできなかつた公営住宅団地でもハード整備(基幹事業といいます)と一体となって効果を発揮するような協議会活動は支援の対象となりました。

まちづくり協議会等においてこれらの事業を実施する場合、「2.まちづくり交付金の概要」に記載したように、市町村が定める「都市再生整備計画」に事業を位置づける必要があります。まちづくり協議会はその活動に要した費用の一部を市から補助されることとなります。



## ④まちづくり交付金活用の状況

URL:<http://www.machikou-net.org>

上記URLにアクセスした後、「活用地区一覧」をクリックすると各都道府県・地域別の活用状況がご覧になれます。